

平成25年

第1回市議会定例会 議案第32号

函館市子ども・子育て会議条例の制定について
函館市子ども・子育て会議条例を次のように定める。

平成25年2月28日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、函館市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

(委員および任期等)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 前号の子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 公募による者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第4条 子ども・子育て会議に、会長および副会長各1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

- 3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議が開く会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を分掌させる必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和40年函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">感染症診査協議会の委員</td> <td style="width: 40%;">日額 5,000円</td> </tr> </table>	感染症診査協議会の委員	日額 5,000円	を		
感染症診査協議会の委員	日額 5,000円					
「	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">感染症診査協議会の委員</td> <td style="width: 40%;">日額 5,000円</td> </tr> <tr> <td style="width: 60%;">子ども・子育て会議の委員</td> <td style="width: 40%;">日額 5,000円</td> </tr> </table>	感染症診査協議会の委員	日額 5,000円	子ども・子育て会議の委員	日額 5,000円	に
感染症診査協議会の委員	日額 5,000円					
子ども・子育て会議の委員	日額 5,000円					
」		」				

改める。

(提案理由)

子ども・子育て会議を設置するため